

検察官による取調べの録音録画記録媒体の民事訴訟への提出が命じられた事例

【文献種別】 決定／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和6年10月16日

【事件番号】 令和6年（許）第5号

【事件名】 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民事訴訟法220条3号、刑事訴訟法47条・301条の2

【掲載誌】 裁時1850号1頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25621078

横浜国立大学准教授 岡庭幹司

事実の概要

本件は、学校法人Mを被害者とする横領事件（「本件横領事件」）の被疑者として逮捕・勾留・起訴された後に無罪確定判決を受けたXが、Y（国）に対して国家賠償請求訴訟（「本件本案訴訟」）を提起し、検察官による取調べの具体的状況を証明するため取調べの状況を録音録画した記録媒体（「本件記録媒体」）について文書提出命令の申立てをした事件である。

Bは、第三者を通じてXから融資を受け、これをもとにMの経営権を取得した後、M所有の土地を売却し、その手付金として受領した21億円をMのために業務上預かり保管中、これをB自身らの用途に充てる目的で横領した。本件横領事件の共犯者として逮捕・勾留されたA（Xの元部下）は、当初の取調べでは上記貸金の使途はMの再建費用であるとXに説明した旨供述していたが、その後、貸付先がB個人であることをXに説明した旨の供述（「本件供述」）をするようになった。

Xは本件横領事件の被疑者として逮捕・勾留・起訴され、その公判においてXとB及びAらとの共謀の有無に関連して、Xが貸付先をBまたはMのいずれと認識していたのかが問題となった。AはXに対して貸付先がB個人であることを説明した旨の証言をしたが、その信用性が争われ、本件記録媒体のうちAに対する取調べの約50分間分（「本件公判提出部分」）につき弾劾証拠として証拠調べがなされた。大阪地裁は、Aの上記証言内容は信用できないとして、X無罪の判決をした（大阪地判令3・10・28LEX/DB25571817）。

Xは、Aが本件供述をしたこと等によりXを冤

罪に陥れたなどと主張して、Aに対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。令和5年3月、XA間で、Aが、本件本案訴訟において本件記録媒体が証拠採用されることを前向きに検討し、反対しないことを確認し、Xが、本件記録媒体中のAの顔にモザイクをかけ、声を加工し、プライバシー情報を出さず、報道機関に実名報道を避ける旨を申し入れるなど、Aのプライバシー保護に最大限配慮することを確認すること等を内容とする訴訟上の和解（「本件和解」）が成立した。

令和4年3月、XはYに対して本件本案訴訟を提起した。Xは、C検事が取調べ中にAを脅迫するなどの言動をしたため、AはC検事に迎合して虚偽の本件供述をするに至った旨主張し、C検事の言動のうち非言語的要素（人の言動のうち、口調、声の大きさ、表情、身振り等の非言語的なもの）として、バーンッという大きな音が響き渡る強さで机を叩いたこと、Aを大声で怒鳴りつけたこと等を指摘し、Yに本件記録媒体及びその反訳書面を証拠として提出するよう求めた。Yは、逮捕当初Xをかばう供述をしていたAがC検事の説得によって真実である本件供述をするに至ったと評価できるなどと主張し、本件記録媒体の一部分の反訳書面（「本件反訳書面」）を証拠として提出したが、本件記録媒体は提出しなかった。

令和4年12月、XはC検事のAに対する取調べの具体的状況及び内容（「本件要証事実」）を証明するため本件文書提出命令の申立てをした。原々決定（大阪地判令5・9・19判時2582号58頁・LEX/DB25573138）は、本件供述の信用性判断においてはC検事の言動のうち非言語的要素も重要であり、これが客観的に記録されている本件公判

不提出部分は、本件要証事実との関係で最も適切な証拠であって、本件反訳書面や人証によって代替することは困難であるから、公判に提出されなかった約 18 時間分（「本件公判不提出部分」）をも取り調べる必要性の程度は高いとして、本件対象部分（本件公判提出部分及び本件公判不提出部分の双方）につき提出を命じた。Y 即時抗告。原決定（大阪高決令 6・1・22LEX/DB25573378）は、本件対象部分のうち、本件公判提出部分についてのみ提出を命じ、本件公判不提出部分に係る申立ては却下した。X が許可抗告の申立て。

決定の要旨

破棄自判。（補足意見がある。）

「本件の経緯に照らせば、本件供述は、X が本件横領事件について逮捕、勾留及び起訴されるに当たり、その主要な証拠と位置付けられていたとすることができる。本件公判不提出部分は、検察官の A に対する取調べの過程を客観的に記録したものであること等からすると、X と Y との間において、法律関係文書に該当する……。」

本件公判不提出部分は、刑訴法 47 条の「訴訟に関する書類」に当たる。

「同条ただし書の規定によって『訴訟に関する書類』を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該『訴訟に関する書類』が原則として公開禁止とされていることを前提として、これを公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害、捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該『訴訟に関する書類』を保管する者の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。そして、民事訴訟の当事者が、民訴法 220 条 3 号後段の規定に基づき、上記『訴訟に関する書類』に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱

し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である（最高裁平成……16 年 5 月 25 日……決定・民集 58 卷 5 号 1135 頁等参照）。このことは、当事者が提出を求めるものが、検察官の取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体であったとしても異なるものではない。」

「ア これを本件についてみると、本件本案訴訟においては……A が本件供述をするに至ったことに対する C 検事の言動の影響の有無、程度、内容等が深刻に争われている……ところ、本件公判不提出部分には、C 検事の言動がその非言語的要素も含めて機械的かつ正確に記録されているのであるから、本件本案訴訟の審理を担当する原々審が、本件公判不提出部分は本件要証事実を立証するのに最も適切な証拠であり、本件反訳書面や人証によって代替することは困難であるとして、本件公判不提出部分を取り調べる必要性の程度は高いと判断したことには、一応の合理性が認められ、このような原々審の判断には相応の配慮を払うことが求められる……。〔原文改行〕……A が本件供述をするに至ったことに対する C 検事の言動の影響の有無、程度、内容等を受訴裁判所が判断するに当たって検討の対象となるのは、X の主張において言語的に表現された C 検事の個々の言動に限られるものではなく、証拠に現れる C 検事の言動の全てが上記の検討の対象となる……。そして、C 検事の言動がその非言語的要素も含めて機械的かつ正確に記録された本件公判不提出部分は、C 検事の言動について、本件反訳書面や人証と比較して、格段に多くの情報を含んでおり、また、より正確性が担保されていることが明らかであるし、本件公判提出部分を取り調べることによって、本件公判不提出部分に係る C 検事の言動のうち本件反訳書面に現れていないものを検討する必要がなくなると解すべき事情もどうかかわれない。……

イ また、X と A との間に本件和解が成立し、本件和解において、A が本件記録媒体の証拠採用に反対せず、X も A のプライバシーの保護に最大限配慮することを明確に合意しているなどの本件の事実関係の下では、本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出されること自体によって、A の名誉、プライバシーが侵害されることによる

弊害が発生するおそれがあると認めることはできない。これに加えて、本件横領事件に関与したとされる者のうち、Xについては無罪判決が確定し、X以外の者について捜査や公判が続けられていることもうかがわれないことからすれば、本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出されることによって、本件横領事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないし、将来の捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害が発生することを具体的に想定することもできない。」

以上に照らすと、本件公判不提出部分の提出拒否は、裁量権の範囲逸脱・濫用というべきである。

判例の解説

一 本決定の意義と射程

本決定¹⁾は検察官による取調べの録音録画記録媒体の民事訴訟への提出を命じた初めての最高裁判例としての意義を有する。ただし、本決定は本件和解の存在を前提とした事例判断であり、その射程は限定的なものと解される²⁾。

二 前提の整理と本件の争点

1 いわゆる取調べの可視化のため、平成28年の刑訴法改正で一定の場合に取調べの録音録画が義務づけられた。刑訴法301条の2第1項3号に該当する本件横領事件の取調べの状況は録音録画されており、Yが本件記録媒体を所持していることについては当事者間に争いが無い。Xは、刑事事件の公判前整理手続において証拠開示を受け、本件記録媒体の複製物を所持してその内容を把握しているが、開示された証拠の目的外使用は刑事罰を伴って禁止されており(同法281条の4・281条の5)、Xはこれを民事訴訟に提出することができないため、本件文書提出命令の申立てをした。なお、民訴法には令和4年のいわゆるIT化改正によって231条の2以下に電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの規定が導入されたが、未施行であり、本件においてXは民訴法231条の準文書として提出を求めた。

2 文書提出義務については民訴法220条が定める。同条4号ホは刑事事件に係る訴訟に関する書類をいわゆる一般義務文書から除外しているが、同条1号から3号までのいずれかに該当する場合には提出を命ずることが可能である(同条

3号にいう法律関係には公法上の法律関係も含まれる。)。他方、刑訴法47条本文は訴訟書類の原則非公開を定める。その趣旨について最判昭28・7・18刑集7巻7号1547頁は「訴訟に関する書類が公判開廷前に公開されることによって、訴訟関係人の名誉を毀損し公序良俗を害したは裁判に対する不当な影響を引き起こすことを防止する趣旨」と述べる。「公判の開廷前」とは第1回公判期日前のみに限らず第2回以後の公判期日前においてもそれまでの公判期日に公開されていない書類は公開が禁止されると解されている³⁾。公判で公にされることのない書類(不提出書類)についても同様とされる。そうすると、刑訴法47条の「訴訟に関する書類」につき民事訴訟で提出を命ずることができるかどうかが問題となる。

この点について、最決平16・5・25民集58巻5号1135頁(「平成16年最決」)は、刑訴法47条の「訴訟に関する書類」に該当する文書について民事訴訟の当事者が民訴法220条3号後段に基づいてその提出を求める場合には、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、〔①〕民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無・程度、〔②〕当該文書が開示されることによる弊害(〔②ア〕公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害、〔②イ〕捜査や公判に及ぼす不当な影響)の発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は当該文書の提出を命ずることができると判断し、これがリーディングケースとなっている。

本決定は、本件記録媒体が法律関係文書に該当するとして、平成16年最決を引用し、その判断枠組みは当事者が提出を求めるものが検察官の取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音録画した記録媒体であったとしても異ならぬとした。これらの点については異論なからう⁴⁾。

本件の争点は、本件記録媒体のうち本件公判不提出部分の提出を拒否したYの判断が裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たるかどうかである。

三 提出拒否が裁量権の逸脱・濫用に当たるか

1 先例について

刑事関係文書につき保管者の提出拒否が裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たるとされた例として、

搜索差押許可状（最決平 17・7・22 民集 59 巻 6 号 1837 頁）、被疑者の勾留請求の資料とされた告訴状及び被害者の供述調書（最決平 19・12・12 民集 61 巻 9 号 3400 頁）があり、当たらないとされた例として、既に自己の有罪判決が確定した刑事事件の公判に提出されなかった共犯者の捜査段階における供述調書（前掲平成 16 年最決）、搜索差押令状請求書（前掲最決平 17・7・22）がある⁵⁾。いずれも平成 16 年最決の示した判断枠組みに従っている。

2 本件について

本件において原審と最高裁とで結論が分かれたポイントは、上記①及び②アの 2 点である。

(1) 本案訴訟での証拠調べの必要性について

原審は、C 検事の口調や取調べの雰囲気は本件反訳書面や本件公判提出部分によって把握・推認することが可能であり、本案訴訟において本件公判不提出部分の証拠調べをすることが必要不可欠とはいえないとした。これに対して最高裁は、前掲（決定の要旨）のとおり判示して、原々審の判断に相応の配慮を払うべきとした。本案の受訴裁判所の判断に相応の配慮を払うべきとしたことについては肯定的な評価がある⁶⁾が、事実審として最終的判断をするのは控訴審裁判所であるから、地裁の判断が高裁よりも優先されることにはならないのではないかと疑問がありえよう。そうすると、この理由付けはあくまでも補助的なものにとどまると解すべきように思われる。本件では、端的に、A が供述を変遷させた原因として C 検事の非言語的要素の影響が大きく本件反訳書面では代替できないので本件公判不提出部分の証拠調べをする必要性が高いということを理由とすれば足りたのではないか。なお、本件では当事者が準文書としてその提出を求めており、裁判所が準文書として扱ったのは当然である。検察官の言語と動作は不可分一体であり、準文書として扱うことには理由がある。ただ、理論的には、本件では検証物提示命令（民訴法 232 条 1 項の準用する 223 条）の申立てをするという方法も考えられたのではないか。書証は文書の記載内容を証拠資料とするための手続である以上、仮に Y が正確な反訳書面を提出してきた場合には本件記録媒体の提出が不要となりかねない。非言語的要素の証拠調べは検証による方が適切だったのではなからうか。

(2) 開示による弊害発生のおそれについて

原審は、X が本案訴訟等において取調担当検察官の言動を違法不当と批判するのみならず国民に知らしめるべきであると主張していること⁷⁾からすると、文書提出命令によって本件公判不提出部分が開示された場合には X 側から報道機関やインターネットを通じて広く公開される可能性があり、A の名誉やプライバシーを侵害するおそれが完全に払拭されるとはいえないとした。これに対して、最高裁は、「本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出されること自体によって、A の名誉、プライバシーが侵害されることによる弊害が発生するおそれがあると認めることはできない」（下線は引用者）とした。つまり、最高裁は、本件公判不提出部分が本案訴訟に提出されることと、その後それが報道機関等に提供されることとは別問題であり、前者について本件では A の名誉・プライバシー侵害のおそれがあると認められない以上、Y の文書提出義務は否定されない、仮にその後 X が本件公判不提出部分を報道機関に提供するなどして A の名誉・プライバシーが侵害されたとしても、それは A X 間の民事上の問題（損害賠償請求など）として解決すべきであって、Y の文書提出義務を否定する理由とはならない、と判断したものと解される。この点については最高裁の判断に賛成できよう。

●—注

- 1) 本件（原決定を含む。）についての評釈等として、福島至・新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-081732524（Web 版 2024 年 10 月 18 日掲載）、山本和彦・NBL1282 号 11 頁、加藤新太郎・NBL1283 号 80 頁、工藤敏隆・法教 533 号 130 頁、岩下雅充・同 132 頁がある。
- 2) 山本・前掲注 1) 19 頁以下参照。
- 3) 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第 5 版補訂版〕』（弘文堂、2024 年）109 頁。
- 4) 本件で提出が求められているものは A の取調べの状況を録音録画した記録媒体であるが、それは X の本件横領事件への関与を内容とするものであるから、X Y 間の法律関係について作成された準文書といって差し支えない。また、形態が電磁的記録媒体であることについては、最決令 2・3・24 民集 74 巻 3 号 455 頁参照。
- 5) なお、審理を尽くさせるために差し戻した事例として、最決平 31・1・22 民集 73 巻 1 号 39 頁がある。
- 6) 山本・前掲注 1) 17～18 頁。なお、加藤・前掲注 1) 83 頁参照。
- 7) 山岸忍『負けへんで！ 東証一部上場企業社長 vs 地検特捜部』（文藝春秋、2023 年）353～354 頁、378 頁参照。